

京都市告示第 153 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 7 月 26 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上高野53号線	左京区上高野上畑町34番地地先から	旧	メートル 29.50	メートル 3.85
	同町24番地の2地先まで	新	29.50	3.86 ~ 4.06
静市5号線	左京区静市市原町1152番地の1地先から	旧	16.80	3.40 ~ 5.45
	北区上賀茂神山356番地の1地先まで	新	16.80	4.00 ~ 5.44
下津林経211号線	西京区下津林前泓町42番地の3地先から	旧	14.30	3.75 ~ 4.05
	同町49番地の2地先まで	新	14.30	6.60 ~ 10.00

(建設局土木管理部道路明示課)